

令和4年第6回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

- (1) 日 時 令和4年6月24日(金) 午前9時30分から
- (2) 場 所 輪島市役所新館2階 中会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員 15名

1番 島津 博道	6番 谷内 誠一	11番 山本 秀夫
2番 笹川 稔	7番 奥堂 敏春	12番 森谷 正美
3番 河内 よし	8番 坂下 正幸	13番 田上 正男
4番 北濱 陽子	9番 石倉 稔	14番 安 津久人
5番 池端 共栄	10番 谷内 吉夫	15番 田中 喜義

(2) 欠席委員 0名

4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 黒氏 篤

5 傍聴者 0人

6 会議に付議した議件

- (1) 議案第22号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 議案第24号 農用地利用集積計画について
- (4) 議案第25号 非農地証明願について

7 報告事項

- (1) 報告第10号 農地法第3条の3の規定による届出について
- (2) 報告第11号 農地法施行規則該当転用届について

8 議事

開会 9 : 3 0 閉会 1 0 : 3 0

議長	<p>開会を宣言いたします。ただ今の出席委員は15名であります。 農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第 6 回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。 会期についてお諮りいたします。会期を本日 1 日といたしたいと思 います。これに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、会期を本日 1 日といたします。 議事録署名委員を指名いたします。 議席番号 2 番 笹川 稔委員及び議席番号 15 番 田中喜義委員の両委員を指名いたします。 議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第 22 号】の農地法第 3 条第 1 項の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第 22 号所有権移転、申請番号 1 番を議案書をもとに朗読】 合計 6 筆 1, 174 m²で内訳は田が 284 m²、畑が 890 m²です。 いずれも農地法第 3 条第 2 号各号には該当しないため、許可要件のすべてを充たしていると考えます。以上です。</p>
議長	<p>それでは、申請番号 1 番について、私が地区担当委員でありますので意見を申し述べます。</p>
田上会長	<p>先日 22 日水曜日に現地確認をおこないました。現地の位置などは先ほど事務局から説明があったとおりであります。 譲り受ける〇〇さんは、他にも広い農地を所有しており、今回の農地についても、きちんと耕作や管理を行い、周辺農地に対する悪い影響も無いものと考えます。以上です。</p>

議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 22 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。よって【議案第 22 号】は、原案どおり可決決定いたします。次に市長より提出のあった【議案第 23 号】の農地法第 5 条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明願います。
事 務 局	【議案第 23 号地役権設定、申請番号 1 番を議案書をもとに朗読】 登記地目は畑の 2 筆、面積は 84 m ² の一部で電柱及び支線柱設置の転用許可申請ですが、2 月に提出した案件と同じものです。前回と内容はほぼ同じですが申請書類における権利の設定が地上権となっております。地上権の設定で許可書までおりましたが、法務局で登記をしようとした段階で、地上権の設定であれば分筆をしないと登記上に表すことができないと言われたため、前回の許可を取り下げて、分筆をしなくても土地の利用する権利のみを設定することができる地役権の設定であらためて申請をしたものです。内容は同じで設置する場所も変更はないため、現地確認は省略させていただき、議案にのみあげさせていただきますました。以上です。
議 長	それでは質疑を許します。
島津委員	いくつか確認したいことがあります。地役権に変わることは貸出人の方には確認済ですか。
事 務 局	必要などころには地上権または地役権を設定するという承諾書をとっておりまして、業者の方では地役権ということで最終的な本契約は

事務局	許可がおりてからするという事です。
島津委員	この会社が実際に工事するという事ではないですね。
事務局	全体を統括する会社はありますが、実際に工事をするのは別の会社がありまして、また、登記関連の手続きについては別の不動産業者がかかっているという、少し複雑な形態をとっており、その中での行き違いが前回の申請にあらわれて、今回このような形となったと思われます。
島津委員	ここの親会社は〇〇の会計事務所ですね。平成26年に金融庁から行政処分を受けているらしいんですけど、農業委員会として何も確約をとらなくてもいいのですか。実務上、会計事務所がする仕事にしては雑だなという気がするので、元受け会社からの契約書とかがあれば取っておくとか、農業委員会として確認したという形があったほうがいい気がするんですが。何もなければいいんですが、いろいろあるようですし、やり方が雑ですし。
事務局	こちらでも全体を統括する人を窓口にして手続きをしてほしいと言っているんですが、「私が統括です」と出てきた人が、次の手続きの詳細になると別の会社が引き取って話をしてきたりということがあります。他にもう一つ会社も立ち上げるという話もあるようですが、必要な手続きが滞っている状態です。要件としては法人登記をしている会社が手続きをしており、県へ提出する段階で適正な書類は整うので、前回の許可もおりたところではあるのですが、以後注意しながら必要なものについては求めていきたいと思えます。
議長	事務局も細心の注意をはらって今後の動向をみていただきたいと思います。それでよろしいですか。
島津委員	はい。
議長	その他ございませんでしょうか。 他にないようですので、採決を採りたいと思えます。

議 長	【議案第 23 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第 23 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に市長より提出のあった【議案第 24 号】の農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について議題といたします。事務局、説明願います。
事 務 局	【議案第 24 号利用権設定、申請番号 1 番を議案書をもとに朗読】 今回の利用権設定の設定面積は、田は 1, 561 m ² となります。以上です。
議 長	それでは質疑を許します。
石倉委員	現時点で誰か耕作している人がおいでと思うのですが、本人が耕作しているのですか。
事 務 局	現状についてはご説明できないのですが、利用権につきましては今回新しく設定するという事で、今のやり方でいいますと、借り手のあてがあるということです。
石倉委員	私が聞きたいのは、今誰かが作っているのを機構と話をして現状を維持したいと思って出しているのか、誰でもいいから作ってほしいということで機構へ委託して無償で出しているのか確認したかっただけです。
事 務 局	現在の機構のやり方としては、借り手のあてがついているのが条件になっていますので、誰でもということではないかと思っておりますので、憶測でしか言えないのですが、事実上作っている人がいてその人にお任せするという事もあるかと思えます。

石倉委員	<p>誰でもいいので無償で貸し出すということになると、実際には小作代を払ってまで作れないのが現状だけれど、それが公に出てくる可能性があるのかな、と思って確認したかっただけです。わかりました。</p>
議長	<p>よろしいですか。その他ございませんでしょうか。質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第 24 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第 24 号】は、原案どおり可決決定いたします</p> <p>次に市長より提出のあった【議案第 25 号】の農地法の適用を受けない農地の証明願について議題といたします。事務局、説明願います。</p>
事務局	<p>【議案第 25 号非農地証明願、申請番号 1 番を議案書をもとに朗読】</p> <p>耕作をやめて 50 年以上経過しており、その後隣地にある自宅の風よけとして山林化しており、農地性が無くなってから相当の期間が経過しており、非農地とすることもやむを得ないものと考えます。以上です。</p>
議長	<p>それでは、申請番号 1 番について、私が地区担当委員でありますので意見を申し述べます。</p>
田上会長	<p>先日 22 日水曜日に笹川委員、北濱委員とともに現地調査をおこないました。現地の位置などは先ほど事務局から説明があったとおりであります。今回の申請地は申請者の自宅と隣接しており、風よけとして先代が植えた木が山林化しており、農地に戻すことは困難であると思われまます。</p>
議長	<p>これより質疑を許します。</p>

各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。【議案第 25 号】について、原案どおり可決決定することにご異議ありませんか。
各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。 よって、【議案第 25 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に【報告第 10 号】の農地法第 3 条の 3 の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明願います。
事務局	【報告第 10 号相続による届出、1 番～9 番を議案書をもとに朗読】 今回届出があった農地の合計は 257 筆、面積は田 32,672.68 m ² 、畑 26,577.43 m ² 、合計 59,250.11 m ² です。以上です。
議長	これより質疑を許します。
石倉委員	9 番の案件なんですが、私の担当地区なんですけど被相続人は誰ですか。
事務局	届出書は、被相続人が誰かという様式になっていないので、すぐにはわかりかねるのですが、あらためてご報告させていただきます。申し訳ありません。
石倉委員	地区担当委員として把握しておく必要があると思って聞いているのですが、届出書の様式事態がおかしいのではないですか。家督相続ならなんでもないんですが私の地区にはこの苗字がないので、担当委員としてはさみしいなと思います。
事務局	この件につきましては個別に回答する点と、様式と手続きに関して情報が把握できるように考えていきます。申し訳ありません。
石倉委員	内容に関しては来月でもいいです。急いではないですから。

議 長	<p>事務局、来月委員に報告してください。 それでは【報告第 10 号】を終わります。 次に【報告第 11 号】の農地法施行規則該当転用届を受け付けましたので、事務局、説明願います。</p>
事 務 局	<p>【報告第 11 号農地法施行規則該当転用届 1 番を議案書をもとに朗読】 公共事業で駐車所を整備するため、転用許可不要の取扱いをしたものです。発端につきましては、地区担当田中委員からの情報提供により確認をしたところ、輪島市が駐車場として整備をすると連絡をうけ、この届出を提出しなければ農業委員会で把握できないので所管課である土木課から提出をしてもらいました。以上です。</p>
議 長	<p>それでは、申請番号 1 番について地区担当委員議席番号 15 番田中喜義委員よりご意見願います。</p>
田中委員	<p>15 番田中です。昔はこの辺一体塩田だったので、〇〇町の共有地だったんですが、塩田をやめてから各自に払い下げしたものです。現在は荒地になっています。農業をやろうという人もいないので、問題ないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑を許します。</p>
石倉委員	<p>この地図からいくと川を挟んで右と左に別れているんですけど、右の方はすべて該当してるということで、左の方はポツンポツンと対象地があるんですけど、この周り是一緒に駐車場になるんですか。</p>
事 務 局	<p>全体的になります。既に雑種地であるので手続きが不要な部分と、農地のため必要な部分があるということです。</p>
石倉委員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>参考までに小さな川の両サイドにある家はふたつとも空き家で、本当に原野に近いところで農地には影響がないところです。 他にございませんか。それでは、【報告第 11 号】を終わります。</p>

議 長	次に「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」については私より報告いたします。
田上会長	(田上会長より「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」の報告)
議 長	以上をもちまして本日の議事は全て議了いたしました。 これにて、第6回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。 ご苦労さまでした。

令和4年6月24日

以上、議事の大要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記録 黒氏 篤

輪島市農業委員会会長

田上平男

署名委員 2番

近川 聡

署名委員 15番

田中喜義